

広島県告示第二百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十年十月二十八日広島県告示第九百十五号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、連蔵新開地区を廃止する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦